

沼津市地区センター指定管理者の選定等に関する要綱

平成22年8月2日 副市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、沼津市地区センター（以下「地区センター」という。）の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を指定管理者制度運用指針（平成17年7月19日施行）に基づき公平かつ適正に実施するための手続きを定めるものとする。

(指定管理者の選定基準)

第2条 指定管理者の選定は、次の各号に掲げる事項により総合的に判断するものとする。

- (1) 地区センターの利用に関し、平等性が確保できること。
- (2) 地区センターの効果的な管理を実現できること。
- (3) 事業計画書に基づく管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
- (4) 地域等の活力を積極的に活用した管理、運営ができること。

(指定管理者の選定)

第3条 市長は、沼津市地区センター条例（昭和58年3月25日沼津市条例第11号）第9条第3項の規定に基づき、前条各号に掲げる基準に適合する、当該地域の公共的団体を指定管理者として選定する。

2 市長は、前項の選定にあたっては、次条に規定する沼津市地区センター指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(沼津市地区センター指定管理者選定委員会)

第4条 指定管理者の選定について市長に意見を述べるために、沼津市地区センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、5人以内の委員をもって組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定)

第5条 市長は、第3条の規定により選定した団体について議会の議決を経て、当該団体を指定管理者として指定する。

(協定の締結)

第6条 指定管理者の指定を受けた団体は、地区センターの管理に関する次に掲げる

事項を内容とする協定を市長と締結しなければならない。

- (1) 施設の名称
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者の業務の範囲
- (4) 事業計画の実施の条件
- (5) 沼津市が支払うべき経費の額及び支払い方法
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (8) 損害賠償に関する事項
- (9) 原状回復の義務
- (10) その他市長が必要と認める事項

付 則

この要綱は、平成22年8月2日から施行する。